

# 大分県報

令和五年  
第四七一号  
十二月二十二日

（金曜日）

## 目次

### 告示

令和五年度臨時種畜検査に合格した種畜……………  
指定予定保安林……………  
林業種苗法による生産事業者の登録（二件）……………  
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………

### ○告示

#### 大分県告示第五百四十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による令和五年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和五年十二月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

種畜証明書番号	名前 (登録・登記番号)	品種	検査成績
令五大分県臨四第一号	加代清国 (2022 子大分黒 10888)	黒毛和種	二級
令五大分県臨四第二号	葵清国 (2022 子大分黒 10887)	黒毛和種	二級

#### 大分県告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年十二月二十二日

令和五年十二月二十二日

大分県報（告示）

- 保安林予定森林の所在場所  
中津市山国町槻木字桑原一四五七番、字銀ノ木一五〇四番、一五〇五番
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は択伐による。  
字桑原一四五七番・字銀ノ木一五〇四番・一五〇五番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 大分県告示第五百四十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和五年十二月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 登録番号  
西部第九十四号
- 生産事業者の氏名又は名称及び住所  
深町農林合同会社  
日田市淡窓一丁目一番十六号
- 生産事業の内容
  - 種穂 採取、精選
  - 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

深町農林合同会社

日田市淡窓一丁目一番十六号

大分県告示第五百四十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和五年十二月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 登録番号

西部第九十五号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

久大林産株式会社

玖珠郡九重町大字野上三千四百五十二番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成

四 事業所の名称及び所在地

久大林産株式会社

玖珠郡九重町大字野上三千四百五十二番地

大分県告示第五百四十七号

大分県が管理する港湾施設の概要(昭和四十三年大分県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置いて一般の供覧に供する。

令和五年十二月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

六 佐賀関港の(二)概要の表中

A-1-2-3	泊地	五、八〇〇	水深二メートル	小型船舶用 一三〇メートル
---------	----	-------	---------	------------------

		平方メートル		二六隻分
A-1-2-3	泊地	五、八〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一三〇メートル 二六隻分
A-1-2-4	泊地	三七、六三〇 平方メートル	水深四・五メートル	

改める。

に

を